

質問回答

2013年5月9日

「ボスニア・ヘルツェゴビナ国環境汚染地域改善計画策定支援プロジェクト」

(公示日 : 平成 25 年 4 月 10 日 / 公示番号 : 8) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第2 調査の目的・内容に関する事項	ボ国では紛争中に埋設された地雷(埋設地雷)が未だに除去されていない地域がある。本業務対象となり得るホットスポット及びその周辺も含め、現地調査を必要とする地域の埋設地雷の除去は完了しており、安全確保上、問題ないと理解して良いでしょうか。	これまで調査を行ってきた地域では、地雷埋設の事実は確認されていません。ただし、詳細については、JICAバルカン事務所とともに、下記のボ国に存在する地雷埋設情報を取り扱っている機関やFBiH環境・観光省等の先方実施機関から情報収集を進めて行きます。 BHMALC: http://www.bhmalc.org/en/stream.daenet?kat=84
2	指示書 P8. 第3 業務実施上の条件、6 現地再委託、環境社会配慮にかかる調査	環境社会配慮の再委託調査をすることになっていますが、これは政策提言としてのロードマップを対象としたものでしょうか、それとも具体的な対策工事や対策プロジェクト・事業が対象になるのでしょうか？	ロードマップを対象としたものです。 具体的な対策工事や対策プロジェクトまで対象としたものは現時点では想定しておりませんが、事業実施の際に、必要に応じ、ご相談ください。

3	<p>指示書 P3. 第2 業務の目的・内容に関する事項、5.実施方針及び留意事項、(4)各自治体との協力 および 配付資料 The Scope of Work の VII.4.(5) および IX.2</p>	<p>S/W によれば「MOFTER shall act as a coordinator to provide the Project with the following...」とあります。プロジェクトチームのためのオフィススペースは無償で提供される、という理解でよろしかったでしょうか。 オフィススペースが提供される場合、ツツラ カントンの庁舎内に設置されるのみなのでしょうか。政策提言の検討等において調査団の業務上、首都サラエボにオフィスを設置することも必要であると考えています。ツツラカントンのほかに、サラエボでのオフィス提供もお願いいたたく存じます。</p>	<p>オフィススペースについては、ツツラカントンの庁舎内に設置され、無償で提供されます。 基本的に政策提言の検討等についても、同庁舎内で行っていただくことを想定しておりますので、サラエボにはオフィスの設置を考えておりません。従って必要に応じ、FBiH環境・観光省等の関係者を呼び寄せる、または、コンサルタントがサラエボへ移動し協議することとなります。</p>
4	<p>貸与資料 The Scope of Work の VII.4.(5)</p>	<p>‘Suitable office space <u>with necessary equipment</u>’とあります。現時点でMOFTER が提供可能な equipment (調査団が準備しなくてもよい資機材) がわかっていればご教示ください。</p>	<p>机、椅子等の事務作業用の基本的な資機材の提供と水道代や電気代の負担が確認できておりますが、PCやプリンター等の電子器具については、調査団にご準備いただく必要がございます。</p>
5	<p>5 頁の「2) 成果2に係る活動の有害廃棄物マップの作成」及び 環境汚染及びリスク評価の記述及び 8 頁の「6 現地再委託」の記述</p>	<p>8 頁の「現地再委託」に係る記述において、現地再委託を想定している項目として、「ホットスポット及び周辺地域におけるサンプリング調査・分析」と「環境社会配慮に係る調査」が掲げられている一方、5 頁の「2) 成果2に係る活動」においては、「ホットスポット及び周辺地域におけるサンプリング調査・分析」と「周辺環境調査」が現地再委託調査の対象として述べられています。 ここで、8 頁において示されている「環境社会配慮調査」と 5 頁において示されている「周辺環境調査」は、同様に現地委託調査を意味するものでしょうか。</p>	<p>5 頁の「2」で述べている「周辺環境調査」は「ホットスポット及び周辺地域におけるサンプリング調査・分析」の一部であり、他方、「環境社会配慮に係る調査」は、本調査の最終的な成果物の一つであるロードマップを策定に際したものととなります。</p>

6	<p>S/W の 1 頁(表紙の次の頁)及び配布資料 III.の Target Area of the Project について</p>	<p>S/W の III. Target Area of the Project では、4つの Priority Area として、「TE, Tuzla, Tuzla」、「Lukavac, Tuzla」、「Lake Modric, Tuzla」、「Vares, Zenica-Doboj」が挙げられています。一方、配布資料の「ツツラ大学によるホットスポット調査結果報告書」では、上記 4 地域のうち、「TE, Tuzla, Tuzla」及び「Lukavac, Tuzla」については、対象地域となっておらず、一方、「Lake Modric, Tuzla」及び「Vares, Zenica-Doboj」についても、S/W で示されている対象有害物質である「Coal related chemical material」及び「Iron forge related chemical material」については、記述はされているものの、他の汚染源あるいは汚染物質に焦点が置かれています。この点について、以下の理解でよろしいでしょうか。</p> <p>配布資料の中で対象地域となっていない「TE, Tuzla, Tuzla」及び「Lukavac, Tuzla」については、あくまで S/W に基づき、実施する。</p> <p>「Lake Modric, Tuzla」及び「Vares, Zenica-Doboj」についても、あくまであくまで S/W に基づき、実施する。</p>	<p>あくまでも合意したS/Wに基づき、4つの地域を対象とし、実施していただきます。ただし、3頁の「実施方針及び留意事項」の(2)でも記述の通り、現地で対象各ホットスポットが、過去に遡り汚染者負担原則が適応できず、かつ、汚染物質が人体・生体に影響を及ぼす可能性が高いものかどうかを改めて確認していただき、齟齬が認められる場合には、対象地の変更や対象地から外すことも含めて、検討していくこととなります。</p>
---	---	--	--

以上